

任期制教員の任用に関する規程

2010年 5月19日 大学評議会承認
2010年 6月18日 常務理事会承認
2010年 7月23日 臨時理事会承認
2011年12月 9日 常務理事会承認
2012年 2月24日 臨時理事会承認
2017年 3月24日 定期理事会承認
2021年12月17日 定期理事会承認

(目的)

第1条 この規程は、多様な知識または経験を有する者が教育研究活動に携わり相互に交流する状況を創出することが教育研究の発展にとって重要性を増していることに鑑み、「大学の教員等の任期に関する法律」（以下「大学教員任期法」という。）に基づき、多様な人材の受入れを図ることにより、本学の教育研究活動の活性化に寄与することを目的として任用される教員（以下「任期制教員」という。）について定める。

(教員の定義)

第2条 前条の教員とは、教授、助教、助手をいう。

(教員の任期)

第3条 大学教員任期法第4条1項各号のいずれかに該当するとき、教員との労働契約において任期を定めることができる。

(1) 先端的、学際的又は総合的な教育研究であることその他の当該教育研究組織で行われる教育研究の分野又は方法の特性に鑑み、多様な人材の確保が特に求められる教育研究組織の職に就けるとき。

(2) 助教の職に就けるとき。

(3) 大学が定め又は参画する特定の計画に基づき期間を定めて教育研究を行う職に就けるとき。

(労働契約)

第4条 本規程に基づく任用を行う場合、学校法人明治学院と当該任用される者との間で、別表の様式による同意を得たうえで、任期を定めた労働契約を交わすものとする。

(規程の公表)

第5条 この規程を定め、または改廃したときは、明治学院広報、明治学院大学ホームページ等に公表し、広く周知をはかるものとする。

(その他)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項の詳細は、「任期制教員の任用等に関する細則」または「任期制助手の任用等に関する細則」に定める。

(規程の改廃)

第7条 この規程の改廃は、大学評議会および理事会の議を経なければならない。

付 則

- 1 この規程は、2011年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、2012年4月1日から施行する。（学部〔教養教育センター含む〕における助手の追加。）
- 3 この規程は、2017年4月1日から施行する。（法科大学院の廃止に伴う、第2条および第5条の変更）
- 4 この規程は、2021年12月17日から施行する。（第3条、別表の追加）

別表

〇〇年〇〇月〇〇日

学校法人明治学院 理事長 殿

確 認 書

(氏 名) 印

私は、明治学院大学（※職名を記入）に就任するに際し、大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第四条第一項第（※適用号番号を記入）号および明治学院大学任期制教員の任期に関する規程第四条の規定に基づき、下記の任期により任用されることに同意します。

また、これにより、大学の教員等の任期に関する法律（平成九年法律第八十二号）第七条第一項による労働契約法の特例が適用されることを確認します。

記

任期：○○○○年○○月○○日から○○○○年○○月○○日まで

以

上